

株主各位

第61回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

2022年12月5日
長谷川香料株式会社

「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.t-hasegawa.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2015年12月17日	2016年12月21日
新株予約権の数	120個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 12,000株	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 9,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 123,500円 (1株当たり1,235円)	新株予約権1個当たり 174,400円 (1株当たり1,744円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2016年1月16日から2046年1月15日まで	2017年1月21日から2047年1月20日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	90個 9,000株 2人	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2017年12月21日	2018年12月20日
新株予約権の数	210個	214個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 21,000株	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 21,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 201,300円 (1株当たり2,013円)	新株予約権1個当たり 133,500円 (1株当たり1,335円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2018年1月20日から2048年1月19日まで	2019年1月19日から2049年1月18日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 210個 目的となる株式数 21,000株 保有者数 3人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	214個 21,400株 3人	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2019年12月19日	2020年12月17日
新株予約権の数	206個	262個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 195,900円 (1株当たり1,959円)	新株予約権1個当たり 184,700円 (1株当たり1,847円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2020年1月18日から2050年1月17日まで	2021年1月16日から2051年1月15日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 206個 目的となる株式数 20,600株 保有者数 3人
	社外取締役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

名称	第7回新株予約権
発行決議日	2021年12月22日
新株予約権の数	299個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 221,600円 (1株当たり2,216円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2022年1月15日から2052年1月14日まで
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 299個 目的となる株式数 29,900株 保有者数 5人
	社外取締役
監査役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が当社取締役の地位を喪失する前に死亡した場合には、上記(1)にかかわらず、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、相続原因事由発生日から1年以内に限り、これ行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみ行使することはできない。
 - (4) 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部行使することはできない。
 - (5) その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定め、それを全役員及び全従業員に周知徹底する。
- (2) 違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に確認する。また、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。
- (3) 全役員及び全従業員に対し、その職務の執行に係る法令等に関する研修・教育の実施等により、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努める。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を適正に評価する体制を構築する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書および記録管理規程を定める。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、「食の安全性」に関するメーカーとして、品質保証理念をもって、安全性を第一に、顧客に満足いただける品質の製品の供給に努める。そのため当社は、代表取締役社長直轄の品質保証部を中心として、研究開発、原材料調達、生産、販売を含めた総合的な品質保証体制を構築する。また、子会社と連携して品質保証体制の改善を推進するとともに、関係会社管理規程に基づく子会社への品質監査を通じて、当社グループ全体の品質保証体制の充実を図る。
- (2) リスク管理体制については、社内規程を整備し関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。

- (3) 全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
 - (4) 不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及びその下位規程である事業継続要領を定め、当社の全役員及び全従業員に周知徹底する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、中期3ヵ年経営計画（連結）を定め、会社として達成すべき目標を明確にする。
 - (2) 当社は、定例取締役会を原則として月1回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催する。
 - (3) 当社は、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、当社グループの経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社は、関係会社管理規程を設け、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社管理担当部署は、子会社の管理体制を適切に構築し、運用する。
 - (2) 当社の代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議において、原則として月1回、子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める取締役等をいう。以下同じ。）が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告する。なお、当該報告が行われる場合には、社外取締役が参加する。
 - (3) 関係会社管理規程において、当社取締役会での承認が必要な承認事項、戦略会議への報告が必要な協議事項、報告事項を定め、適切に運用する。また、子会社管理担当執行役員は、子会社において、被災、事故、係争・紛争事件等、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた、もしくは生じると予測される場合は、速やかに経緯、状況等を戦略会議に報告する。
6. 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社の企業行動規範とコンプライアンス規程を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。また、当社子会社において違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

(2) 当社の内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を求めた場合には、必要な体制を構築し、人員を配置する。

8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。

(2) 監査役を補助すべき社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生した、あるいは発生するおそれがあるとき、取締役又は従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

10. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1) 当社グループの全役員及び全従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

(2) 当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況を確認し、その状況につき、当社のコンプライアンス委員会において定期的に当社監査役に対して報告する。

(3) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(4) 当社グループの全役員及び全従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

1 1. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、いかなる場合においても、関係法令及びコンプライアンス規程に従って行われた相談・通報を理由として、当該相談・通報者及び調査協力者に対し、不利益な取扱いをとらないこと、また、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局は、常勤監査役と連携して、不利益な取扱いの有無について監視することをコンプライアンス規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。
- (2) 相談・通報を受けた窓口の担当者等公益通報対応業務従事者は、その業務に関して知り得た情報について守秘義務を負い、厳に秘密として保持するとともに、相談・通報を受けた通報窓口の担当者は、相談・通報者本人の希望がある場合、所属部署、氏名、連絡先等をコンプライアンス委員会事務局に報告しないことを遵守する。

1 2. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

1 3. その他当社の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1) 役員と社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役は取締役会などの重要な会議に出席する。常勤監査役は戦略会議ほか、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告し、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。
- (3) 監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。

1 4. 反社会的勢力排除のための体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるも

のとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取り組みの状況

長谷川香料企業行動規範を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、本規範を配布し、隨時確認することができる環境を整備しております。その上で、誠実性及び倫理観を遵守することを求める行動基準や規範が周知されているかを確認するため、全従業員に対して、理解度テストを実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めました。

また、コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とし、取締役をメンバーに含むコンプライアンス委員会を開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する重要事項の審議、理解度テストの結果等の報告を行いました。

当社及び子会社において社内通報制度を設け、社内及び社外に相談・通報窓口を設置し、相談・通報に対しては事実関係の調査及び対策の検討を行うなど、適切に運用しました。なお、各社の相談・通報の状況については、コンプライアンス委員会にて常勤監査役に報告しました。

2. 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とし、取締役をメンバーに含むリスク管理委員会を開催しました。リスク管理委員会では、リスクの分析・管理、重点リスクへの対応に関する評価報告及びリスク管理に関する年次計画、対策の立案・実行推進等を含むリスク管理計画の審議を行いました。

また、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及び事業継続要領を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとともに、大規模災害を想定した消防訓練及び安否確認訓練を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続規程及び事業継続要領（パンデミック編）に基づき設置した全社非常対策本部において、事業継続に向け国内外の情報収集を行い、対応策を立案・推進しました。

なお、内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の業務について内部監査を実施しました。

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をしました。

なお、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に関する重要な情報は、文書および記録管理規程に基づき、適切に保存、管理を行いました。

4. 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

関係会社管理規程に基づき、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署が子会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、子会社の重要な意思決定については、関係会社管理規程に定めた管理項目に基づき、適切な運用を行いました。

また、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議において、子会社の取締役等が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について月1回、報告を行いました。

内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施し、その結果について代表取締役社長に報告を行いました。

5. 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度において監査役会を11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況を監査・監督するとともに、代表取締役社長及び執行役員・部(所)長と年2回意見交換を実施し、監査計画に則って子会社・工場の監査を行いました。さらに、会計監査人及び内部監査部門と定期的に意見交換を行い、監査機能の向上に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
 (2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,364	7,305	76,107	△2,630	86,147
会計方針の変更による累積的影響額			△1		△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,364	7,305	76,106	△2,630	86,146
連結会計年度中の変動額					
連結範囲の変動			334		334
剰余金の配当			△2,549		△2,549
親会社株主に帰属する当期純利益			8,007		8,007
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		75	76
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		206			206
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	207	5,792	74	6,074
当期末残高	5,364	7,513	81,898	△2,555	92,220

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,272	1,852	△221	11,903	250	98,301
会計方針の変更による 累積的影響額						△1
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,272	1,852	△221	11,903	250	98,299
連結会計年度中の変動額						
連結範囲の変動						334
剰余金の配当						△2,549
親会社株主に帰属する 当期純利益						8,007
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						76
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						206
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,615	10,246	22	6,653	△10	6,642
連結会計年度中の変動額合計	△3,615	10,246	22	6,653	△10	12,717
当期末残高	6,657	12,098	△199	18,556	239	111,017

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

9社

長谷川ビジネスサービス株式会社

T. HASEGAWA U.S.A.,INC.

長谷川香料（上海）有限公司

長谷川香料（蘇州）有限公司

T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.

PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA

MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.

T. HASEGAWA(SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD.

台灣長谷川香料股份有限公司

当連結会計年度より、非連結子会社であったT. HASEGAWA(SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD.及び台灣長谷川香料股份有限公司の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

上海長谷川香精貿易有限公司

T HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES (MALAYSIA) SDN. BHD.

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称

上海長谷川香精貿易有限公司

T HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES (MALAYSIA) SDN. BHD.

各社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司及びT HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたり、これらの子会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
ロ. 子会社株式及び 関連会社株式	移動平均法による原価法
ハ. その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

二. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産	当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物	8～50年
機械装置	5～10年
ロ. 無形固定資産	定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
顧客関連資産	20年
ソフトウェア（自社利用）	5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別要引当額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社は、取締役に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における年間支給見込額に基づき、当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金については、内規に基づく連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び期間

のれんの償却は10年間の定額法により償却を行っております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

（1） 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法に変更しております。なお、変動対価が含まれる取引については、その不確実性が事後的に解消される際に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識し、流動負債「その他」に含めております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額

を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は1百万円減少しております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

（2） 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	6,815百万円
顧客関連資産	11,877百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産には、連結子会社であるT. HASEGAWA U.S.A., INC.で計上されているのれん6,443百万円及び顧客関連資産11,877百万円が含まれており、主に、同社が2020年12月にMISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.の全株式を取得したことにより生じたものであります。

T HASEGAWA U.S.A., INC.は米国会計基準を適用しており、のれん及び顧客関連資産を含む固定資産の評価にあたっては、MISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.を含むT HASEGAWA U.S.A., INC.の固定資産全体を一つの資産グループとして捉え、のれんを含んだ報告単位の公正価値が帳簿価額以下である可能性が50%を超えるかどうか定性的な要素を評価します。この評価の結果、減損の兆候があると判断された場合には、減損テストを実施します。

兆候の判定で利用される将来の事業計画は売上高、営業利益の将来予想や市場の成長率の予測等の影響を受けております。これらの見積りにおいて用いた仮定が、経済環境の著しい落ち込み、市場環境の著しい変化等により、大幅な見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降において、減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物・無形固定資産（借地権）	71百万円
----------------	-------

担保に供している資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 65,970百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	42,708千株	-千株	-千株	42,708千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,608千株	0千株	45千株	1,562千株

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,356百万円
- ・1株当たり配当額 33円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月6日

ロ. 2022年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,193百万円
- ・1株当たり配当額 29円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,316百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 32円
- ・基準日 2022年9月30日
- ・効力発生日 2022年12月6日

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 140,100株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。資金運用については、安全性の高い金融資産の運用に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理方法に準じて同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式 連結貸借対照表計上額118百万円）は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しいものは省略しております。なお、現金及び預金は注記を省略しており、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	8,999	8,999	△0
その他有価証券	12,470	12,470	—
資産計	21,470	21,470	△0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,470	—	—	12,470
資産計	12,470	—	—	12,470

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	8,999	—	8,999
資産計	—	8,999	—	8,999

③時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債、社債及び譲渡性預金は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債、社債及び譲渡性預金は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における市場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 貸貸等不動産に関する注記

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,692円34銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 194円65銭 |

9. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 T. HASEGAWA(SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD.
事業の内容 各種香料の販売

- ② 企業結合日

2022年9月2日

- ③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

- ④ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

- ⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した議決権比率は51.0%であり、議決権比率は100.0%となりました。当該追加取得は、機動的な決定・実行を行うことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	68百万円
取得原価		68百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- ① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

- ② 非支配株主との取引によって増加する資本剰余金の金額

206百万円

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスペストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.154～1.857%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	63百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	5百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	69百万円

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結損益計算書計上額
	日本	アジア	米国	計		
売上高 香料事業（注）	36,748	13,501	12,148	62,398	－	62,398
顧客との契約から生じる収益	36,748	13,501	12,148	62,398	－	62,398
外部顧客への売上高	36,748	13,501	12,148	62,398	－	62,398
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,434	196	118	2,749	△2,749	－
計	39,183	13,697	12,267	65,147	△2,749	62,398

(注) 香料事業はフレーバー、フレグランス等の製造・販売を主な事業内容としており、当該事業の売上高は主に一時点で顧客に移転される財から生じる収益で構成されております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

株主資本等変動計算書
 (2021年10月1日から)
 (2022年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			圧縮記帳 積立金	別途積立金
当期首残高	5,364	6,554	751	7,305	394	355	28,700	36,955	66,405	
会計方針の変更による累積的影響額									△1	△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,364	6,554	751	7,305	394	355	28,700	36,954	66,404	
当期変動額										
剰余金の配当									△2,549	△2,549
当期純利益									8,700	8,700
自己株式の取得										—
自己株式の処分			1	1						—
圧縮記帳積立金の取崩						△10			10	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	1	1	—	△10	—	6,161	6,150	
当期末残高	5,364	6,554	752	7,306	394	345	28,700	43,115	72,554	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等合計		
当期首残高	△2,630	76,445	10,272	10,272	250	86,968
会計方針の変更による累積的影響額		△1				△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,630	76,444	10,272	10,272	250	86,967
当期変動額						
剰余金の配当		△2,549				△2,549
当期純利益		8,700				8,700
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	75	76				76
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	△3,615	△3,615	△10	△3,625
当期変動額合計	74	6,226	△3,615	△3,615	△10	2,600
当期末残高	△2,555	82,670	6,657	6,657	239	89,567

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び
関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） | |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置 8年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員及び執行役員への賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

② 賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における年間支給見込額に基づき、当事業年度において負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料等の顧客に支払われる対価の

一部について、取引価格から減額する方法に変更しております。なお、変動対価が含まれる取引については、その不確実性が事後的に解消される際に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識し、流動負債「その他」に含めております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は1百万円減少しております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

（2） 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 26,194百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

主に、T. HASEGAWA U.S.A.,INC.の関係会社株式であります。（当事業年度末 21,749百万円）

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額とを比較することにより判定されており、実質価額が取得価額に比べ50%以上低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理をする方針としております。実質価額の算定にあたってはT. HASEGAWA U.S.A.,INC.の子会社であるMISSION FLAVORS & FRAGRANCES, INC.から生じた顧客関連資産やのれんに関する減損の認識を考慮する必要があり、その見積りの内容に関する情報については、連結計算書類の「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

子会社が保有している顧客関連資産及びのれんに関して減損損失の認識が必要と判断された場合、実質価額の算定及び投資の評価損の金額に大きな影響が生じる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 54,461百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 1,324百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 209百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,426百万円
② 仕入高	243百万円
③ 外注加工費	739百万円
④ その他営業取引高	268百万円
⑤ 営業取引以外の取引高	2,943百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,608千株	0千株	45千株	1,562千株

- (注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金、株式取得関連費用、試験研究費棚卸資産負担額、未払事業税、新株予約権、未払役員退職慰労金

繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、圧縮記帳積立金、為替差益

- (2) 繰延税金資産から控除した評価性引当額 246百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	T.HASEGAWA U.S.A.,INC.	(所有) 直接 100	各種香料の販売及び役員の兼任	貸付金の回収	143	流動資産その他 (1年内返済予定長期貸付金)	152
				利息の受取	37	長期貸付金	1,064
子会社	長谷川香料(上海)有限公司	(所有) 直接 100	各種香料の販売及び役員の兼任	配当金の受取	2,439	－	－
子会社	T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA) CO.,LTD.	(所有) 直接 99.99 間接 0.01	各種香料の販売及び役員の兼任	配当金の受取	383	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

T.HASEGAWA U.S.A.,INC.に対する貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,171円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 211円50銭 |

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

社有建物に含まれるアスペストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.154～1.857%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	63百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	5百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	−百万円
期末残高	69百万円

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。